



発行 新潟県

第 96 号

平成26年12月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

67 新潟県薬事審議会規則の一部を改正する規則（医務薬事課）

告 示

- 1625 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1626 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 1627 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1628 保安林の指定解除（治山課）
- 1629 保安林の指定解除（治山課）
- 1630 保安林の指定解除（治山課）
- 1631 保安林の指定解除（治山課）
- 1632 交換分合計画の縦覧（農地整備課）
- 1633 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 1634 道路の区域変更（道路管理課）
- 1635 道路の供用開始（道路管理課）
- 1636 道路の区域変更（道路管理課）
- 1637 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1638 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1639 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 知事表彰（秘書課）
- 県政功労者の表彰（秘書課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 68 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時の指定（選挙管理委員会）
- 69 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時の指定（選挙管理委員会）
- 70 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時の指定（選挙管理委員会）

規 則

新潟県薬事審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第67号

新潟県薬事審議会規則の一部を改正する規則

新潟県薬事審議会規則（昭和36年新潟県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>12人</u>以内をもつて組織する。 2～4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 審議会は、その定めるところにより、必要な部会を置くことができる。</p> <p><u>2 部会は、会長が指名する委員5人で組織する。</u></p> <p><u>3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</u></p> <p><u>5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、部会長の職務を代行する。</u></p> <p><u>6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。</u></p> <p><u>7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>10人</u>以内をもつて組織する。 2～4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県告示第1625号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日

訪問介護 介護予防訪問介護	リブインハーモニー ホームヘルプ	新潟県村上市三之町 4番33号	リブインハーモニー 有限会社	平成26年12月1 日
通所介護 介護予防通所介護	わんだふるらいふ	新潟県燕市吉田6113 番地1	有限会社ネットワ ーク・ジャパン	平成26年12月1 日
通所介護 介護予防通所介護	リブインハーモニー レジデンスデイサー ビスセンター	新潟県村上市三之町 4番33号	リブインハーモニー 有限会社	平成26年12月1 日
介護予防短期入所生 活介護	特別養護老人ホーム コスモスの里	新潟県阿賀野市飯森 杉437番地2	社会福祉法人阿賀 北総合福祉協会	平成26年12月1 日

◎新潟県告示第1626号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ケアプランセンターつつじ ガーデン小千谷	新潟県小千谷市大字四ツ子 509番地1	社会福祉法人つつじ会	平成26年12月1日

◎新潟県告示第1627号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理 年月日	廃止年月日
訪問介護事業所越 路あいあい	新潟県長岡市浦 字浦谷内9609番 地	社会福祉法人あ いあい	訪問介護 介護予防訪問介護	平成26年11 月11日	平成26年11 月1日
特別養護老人ホー ムコスモスの里	新潟県阿賀野市 飯森杉437番地 2	社会福祉法人阿 賀北総合福祉協 会	介護予防短期入所生 活介護	平成26年9 月25日	平成26年11 月30日

◎新潟県告示第1628号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年12月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県十日町市東下組字沢尻5980の6
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第1629号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年12月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県十日町市東下組字沢尻5982の2
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第1630号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成26年12月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県十日町市真田甲1727の9
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第1631号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成26年12月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県十日町市海老字箕竈908の5、908の8
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第1632号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、西蒲原土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成26年12月9日から平成27年1月28日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月9日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟市 西蒲原土地改良区	富永・吉栄地区	交換分合	交換分合計画書の写し	燕市役所

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新潟地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した次の県営土地改良事業が完了した。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
赤倉	区画整理・農業用排水施設整備 (農地環境整備) 事業	十日町市	平成25年12月26日

◎新潟県告示第1634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町当間塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市五郎丸652番3から 同市舞子549番8まで	新	9.2～13.8メートル	315.4メートル
	旧	7.1～13.0メートル	314.4メートル

◎新潟県告示第1635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町当間塩沢線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市五郎丸652番3から同市舞子549番8まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月9日

◎新潟県告示第1636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市窪田字砂浜 1106 番 25 から 同市沢根字川端947番2まで	新	16.2～46.6メートル	1,937.2メートル
	旧	(A) 8.0～26.5メートル	2,074.3メートル

		(B)17.0～46.6メートル	1,937.2メートル
--	--	------------------	-------------

備考 上記 (A) 及び (B) は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1637号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月7日新潟県告示第297号）を次のとおり解除する。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
杉平地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1638号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一の沢地区	村上市猿沢	次の図のとおり	土石流
天照寺沢地区	村上市猿沢	次の図のとおり	土石流
中ぐるわ沢地区	村上市猿沢	次の図のとおり	土石流
前の川地区	村上市猿沢	次の図のとおり	土石流
桜清水地区	村上市猿沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石投地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中名沢地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中名沢(1)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中名沢(2)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中名沢地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
竜耕寺川地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
袋沢(1)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
袋沢(2)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
袋沢(3)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
北田入地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
六人山沢地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
中名沢(1)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
中名沢(2)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
中名沢(3)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
中名沢(4)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
中名沢地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
居平(1)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢(1)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
居平(2)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上滝地区	魚沼市松川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢(2)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下滝沢(1)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	土石流
下滝沢(2)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	土石流
下滝沢(3)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	土石流
上滝沢(1)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	土石流

上滝沢(2)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	土石流
田川地区	魚沼市田川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田川(1)地区	魚沼市田川	次の図のとおり	土石流
並柳地区	魚沼市並柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
並柳(1)地区	魚沼市並柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
並柳(2)地区	魚沼市並柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
並柳(3)地区	魚沼市並柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
並柳(4)地区	魚沼市並柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
並柳(5)地区	魚沼市並柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真城の沢川(1)地区	魚沼市田尻、並柳、山口	次の図のとおり	土石流
上原地区	魚沼市田尻、並柳、山口	次の図のとおり	土石流
真城の沢川(2)地区	魚沼市田尻、並柳、山口	次の図のとおり	土石流
下島地区	魚沼市下島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下島(1)地区	魚沼市下島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
魚野地地区	魚沼市魚野地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋敷地区	魚沼市魚野地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
魚野地(1)地区	魚沼市魚野地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
舟木沢川地区	魚沼市魚野地	次の図のとおり	土石流
丸焼沢川地区	魚沼市魚野地	次の図のとおり	土石流
裏ノ沢地区	魚沼市魚野地	次の図のとおり	土石流
金鉢沢地区	魚沼市魚野地	次の図のとおり	土石流
真福寺地区	魚沼市今泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

峠地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏渡(1)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏渡(2)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷹之巣地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷹之巣北地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	地すべり
峠東地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	地すべり
吉井黒川地区	柏崎市大字吉井黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉井黒川地区	柏崎市大字吉井黒川	次の図のとおり	土石流
吉井黒川地区	柏崎市大字吉井黒川	次の図のとおり	地すべり
杉平地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西岩神地区	上越市牧区岩神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩神(1)地区	上越市牧区岩神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩神(2)地区	上越市牧区岩神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩神(3)地区	上越市牧区岩神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩神地区	上越市牧区岩神	次の図のとおり	地すべり
外崩地区	上越市牧区岩神	次の図のとおり	地すべり
折居(瀬戸)地区	上越市牧区岩神	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

6 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上蕨場-1地区	佐渡市蕨場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上蕨場-2地区	佐渡市蕨場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上蕙場地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下蕙場地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下蕙場－1地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下蕙場－2地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下蕙場－3地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小石地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(1)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(2)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(3)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(4)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(5)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(6)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(7)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(8)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(9)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(10)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(11)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高野川地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
蕙場(1)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
蕙場(2)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
蕙場(3)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
蕙場(4)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
経塚川(1)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
経塚川(2)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流

小石川地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
コグチ川地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
見行崎川地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
中ノ川地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
蕙場地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1639号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一の沢地区	村上市猿沢	次の図のとおり	土石流
天照寺沢地区	村上市猿沢	次の図のとおり	土石流
前の川地区	村上市猿沢	次の図のとおり	土石流
桜清水地区	村上市猿沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石投地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中名沢地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中名沢(1)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中名沢(2)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上中名沢地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流

竜耕寺川地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
袋沢(3)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流
中名沢(2)地区	五泉市中名沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
深沢(1)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
居平(2)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上滝地区	魚沼市松川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下滝沢(3)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	土石流
上滝沢(2)地区	魚沼市松川	次の図のとおり	土石流
田川地区	魚沼市田川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田川(1)地区	魚沼市田川	次の図のとおり	土石流
並柳地区	魚沼市並柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
並柳(1)地区	魚沼市並柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
並柳(2)地区	魚沼市並柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
並柳(5)地区	魚沼市並柳	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下島地区	魚沼市下島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下島(1)地区	魚沼市下島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
魚野地地区	魚沼市魚野地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋敷地区	魚沼市魚野地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
魚野地(1)地区	魚沼市魚野地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
裏ノ沢地区	魚沼市魚野地	次の図のとおり	土石流
真福寺地区	魚沼市今泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
峠地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏渡(1)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
夏渡(2)地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷹之巣地区	柏崎市大字東長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉井黒川地区	柏崎市大字吉井黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西岩神地区	上越市牧区岩神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩神(1)地区	上越市牧区岩神	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

6 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上蕨場－1地区	佐渡市蕨場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上蕨場－2地区	佐渡市蕨場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上蕨場地区	佐渡市蕨場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下蕨場地区	佐渡市蕨場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下蕨場－1地区	佐渡市蕨場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下蕨場－2地区	佐渡市蕨場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

下蕙場－3地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小石地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(1)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(2)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(3)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(4)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(5)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(6)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(7)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(8)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(9)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(10)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蕙場(11)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高野川地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
蕙場(1)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
蕙場(2)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
蕙場(4)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
経塚川(1)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
経塚川(2)地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
小石川地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
見行崎川地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流
中ノ川地区	佐渡市蕙場	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

知事表彰について(公告)

新潟県褒賞規則(昭和59年新潟県規則第67号)第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

職名等	氏名	居住する市区町村等
地方自治功績(第2条第1号該当)		
新発田市議会議員	宮村 幸男	新発田市
長岡市議会議員	諸橋 虎雄	長岡市
柏崎市議会議員	矢部 忠夫	柏崎市
社会福祉功績(第2条第2号該当)		
元 社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会副会長	雲尾 静子	南魚沼市
保健衛生功績(第2条第3号該当)		
元 社団法人糸魚川市医師会会長	相澤 哲郎	糸魚川市
元 一般社団法人五泉市東蒲原郡医師会会長	歌川 亨一	五泉市
元 新潟県厚生農業協同組合連合会真野みずほ病院 看護部長	河原 正行	佐渡市
新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合理事	竹田 勉	妙高市
生活環境功績(第2条第4号該当)		
一般社団法人新潟県産業廃棄物協会副会長	青木 幹夫	新潟市中央区
新潟県鳥獣保護員 (消費者の意識向上及び権利確立)	伊藤 卓夫 特定非営利活動法人 新潟県消費者協会	糸魚川市 新潟市中央区
商工業功績(第2条第5号該当)		
長岡木工家具協同組合理事長	石坂 松三	長岡市
巻商工会会長	石田 三夫	新潟市西蒲区
元 社団法人新潟電設業協会会長	小熊 迪義	上越市
川西商工会会長	押木 篤美	十日町市
新潟日報販売事業協同組合理事長	柳澤 久敏	長岡市
農林水産業功績(第2条第7号該当)		
新潟県主食集荷商業協同組合理事長	関口 眞佐徳	阿賀野市
元 村上市茶業組合組合長	瀧波 重平	村上市
新潟漁業協同組合理事	富樫 榮晴	村上市
新潟県米菓工業協同組合理事長	丸山 智	長岡市
土地改良功績(第2条第7号該当)		
元 池ヶ原土地改良区理事長	田中 忠喜	小千谷市
元 三条土地改良区理事長	田邊 宏行	三条市
紫雲寺土地改良区理事長	長谷川 亓司	新発田市
土木事業功績(第2条第8号該当) (建築物の設備設計業務の技術高度化、省エネ化)	一般社団法人 新潟県設備設計事務所 協会	新潟市中央区
教育功績(第2条第9号該当)		
元 学校歯科医	水澤 淳	見附市
体育功績(第2条第9号該当)		
元 財団法人新潟県体育協会副会長	熊倉 晃	糸魚川市
元 社団法人新潟県サッカー協会副会長 (スポーツ・レクリエーションの普及)	十二 重樹 一般社団法人 新潟県レクリエーション 協会	新潟市中央区 新潟市中央区
芸術、文化功績(第2条第10号該当)		
村上市文化財保護審議会会長	大場 喜代司	村上市

元 株式会社新潟日報社代表取締役社長	高橋 道映	新潟市西区
しろね大凧と歴史の館名誉館長	田村 和雄	新潟市南区
(重要無形民俗文化財「根知山寺の延年」の保存伝承)	日吉神社奉賛会	糸魚川市
新潟県工芸会会長	渡邊 信司	新潟市西区
	(渡辺 信二)	
交通安全功績(第2条第11号該当)		
一般財団法人与板地区交通安全協会評議員	住吉 勘一	長岡市
一般財団法人新潟北交通安全協会会長	高橋 一郎	新潟市北区
防犯活動功績(第2条第12号該当)		
公益社団法人新潟県防犯協会理事	田中 昭平	上越市
善行(第2条第13号該当)		
(ネパール山麓地域の学校建設)	藤野 正二	上越市
(認知症ケアボランティア)	横山 ミキ	南魚沼市
国際交流功績(第2条第14号該当)		
新潟・ハバロフスク・ウラジオストク・ビロビジャン	宇田 昭知	新潟市西区
友好市民委員会会長		
統計調査功績(第2条第14号該当)		
統計調査員	笹川 文	燕市
地域振興功績(第2条第14号該当)		
株式会社十日町新聞社代表取締役社長	山内 正胤	十日町市

県政功労者の表彰について(公告)

新潟県県政功労者顕彰等に関する規則(昭和28年新潟県規則第35号)第3条の規定により、次の者を表彰した。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

職 名	氏 名	居住する市区町村
新潟県議会議員	小川 和雄	糸魚川市
新潟県議会議員	青木 太一郎	新潟市西区
新潟県議会議員	中野 洸	佐渡市
新潟県議会議員	小山 芳元	上越市
新潟県議会議員	尾身 孝昭	十日町市
新潟県議会議員	市川 政廣	新潟市東区
新潟県議会議員	柄澤 正三	長岡市
新潟県議会議員	佐藤 浩雄	新発田市
新潟県議会議員	澤野 修	東蒲原郡阿賀町

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ウオロク桜木店
所在地 柏崎市桜木町855外
設置者 株式会社ウオロク

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗の名称の変更)に関する届出

公告日 平成26年7月29日

3 意見の概要

(1) 柏崎市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成26年12月9日から平成27年1月9日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、経皮的心肺補助システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年12月9日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

経皮的心肺補助システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月31日（火）

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年12月18日（木）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年12月24日（水）午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
 - ② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第68号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙について、各選挙区における選挙会を開催する場所及び日時を次のとおり定めた。

平成26年12月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区名	場 所	日	時
第1区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	平成26年12月17日	午後1時30分
第2区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	平成26年12月17日	午後1時30分
第3区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	平成26年12月17日	午後1時30分
第4区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	平成26年12月17日	午後1時30分
第5区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	平成26年12月17日	午後1時30分
第6区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	平成26年12月17日	午後1時30分

◎新潟県選挙管理委員会告示第69号

平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における新潟県選挙分会を開催する場所及び日時を次のとおり定めた。

平成26年12月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 場 所 新潟県庁西回廊2階講堂
- 2 日 時 平成26年12月17日 午後3時

◎新潟県選挙管理委員会告示第70号

平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査について、新潟県審査分会を開催する場所及び日時を次のとおり定めた。

平成26年12月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 場 所 新潟県庁西回廊2階講堂
- 2 日 時 平成26年12月17日 午後3時